原子力災害発生時等における

避難者受入計画

伊方町編

平成２９年４月

松前町

目次

はじめに

第１章　基本的事項

　　１．１　原子力災害発生時等の対応体制

　　１．２　原子力災害対策指針が定める原子力災害発生時等の防護措置

第２章　避難者受入支援に関する事項

　　２．１　避難の流れ

　　２．２　原子力災害発生時等における松前町及び伊方町の対応

　　　２．２．１　警戒事態

　　　２．２．２　施設敷地緊急事態

　　　２．２．３　全面緊急事態

　　２．３　経由避難所・避難所等の開設及び運営等

参考資料

　資料１　主な関係機関連絡先一覧

　資料２　避難経由所、避難先及び福祉避難所候補施設一覧

　資料３　簡易避難者カード（初期受付・経由避難所用）

　資料４　避難者カード（避難世帯用・広域避難所用）

　資料５　避難者名簿

　資料６　愛媛県広域避難計画抜粋資料

〇はじめに

本計画は、四国電力株式会社伊方原子力発電所において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害発生時等」という。）において、伊方町の住民等が原子力災害対策指針で定める EAL（Emergency Action Lebel：緊急時活動レベル）又は OIL(Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）に基づく避難や一時移転（以下「避難等」という。）を行う際に、松前町（以下「当町」という。）が、国、愛媛県（以下「県」という。）及び伊方町の要請により、避難等をする住民等（以下「避難者」という。）の受入支援を行うために取り組む具体的な対策について定めるものとする。

本計画に定めがない事項については、「松前町地域防災計画」、「松前町避難所運営マニュアル」等を準用する。

（参考）「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の２類型に分類

・避　　難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
・一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

〇本計画の適用及び修正

本計画は、愛媛県地域防災計画及び愛媛県広域避難計画に基づき、県等の要請により、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone)」及び予防避難エリア（ＰＡＺ以西の佐田岬半島地域）に指定されている伊方町からの避難者が当町内に避難等をする場合であって、かつ、当町内が地震等により大きな被害を受けていない場合に適用する。当町内に地震等被害がある場合には、可能な範囲で避難等受入れに協力することとする。

なお、本計画は、随時検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第１章　基本的事項

原子力災害発生時等における対応体制や防護措置を実施する基準など、基本的な事項は、本章に定めるところによる。

１．１　原子力災害対策特別措置法原子力災害発生時等の対応体制

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、原子力規制委員会が原子力緊急事態が発生したと認めた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行い、原子力災害対策本部等が設置される。

原子力災害対策本部設置後における対応体制は、下記図１のとおりであり、防護措置の実施に当たり、避難元市町と受入市町に関する調整は、原則として県が行う。なお、県から大分県に対して避難の受入れを要請した場合は、大分県が同県内市町村の避難受入先を調整のうえ、県へ連絡する。

図１　原子力災害時の対応体制

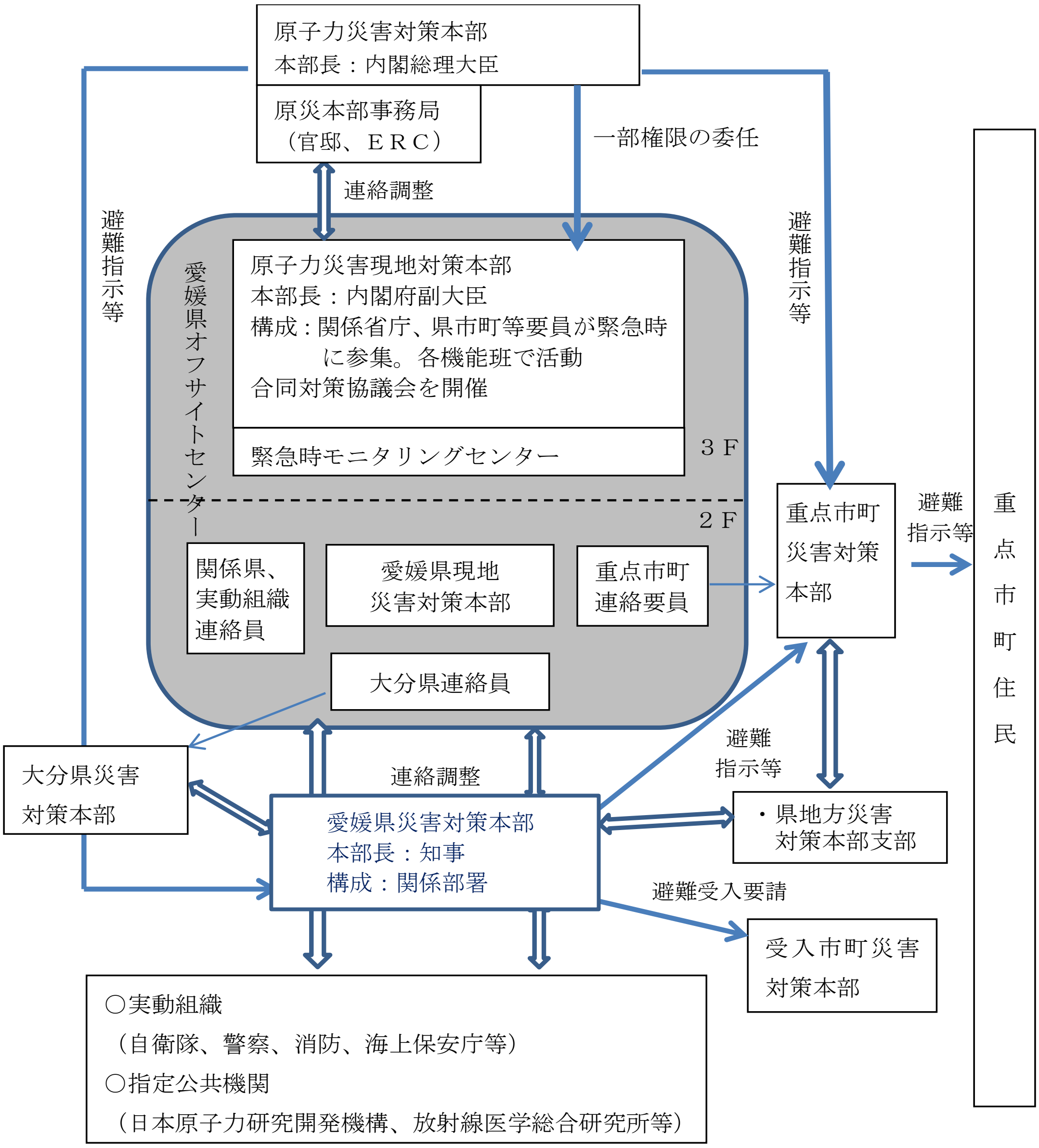

図１　原子力災害時の対応体制

１．２　原子力災害対策指針が定める原子力災害発生時等の防護措置

（１）放射性物質放出前の避難等防護措置

原子力災害対策指針において、緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、事態に応じた防護措置を講じることとしている。具体的には、原子力発電所の状況に応じて緊急事態を３つに区分している。

図２　原子力災害対策指針に基づくＥＡＬの考え方

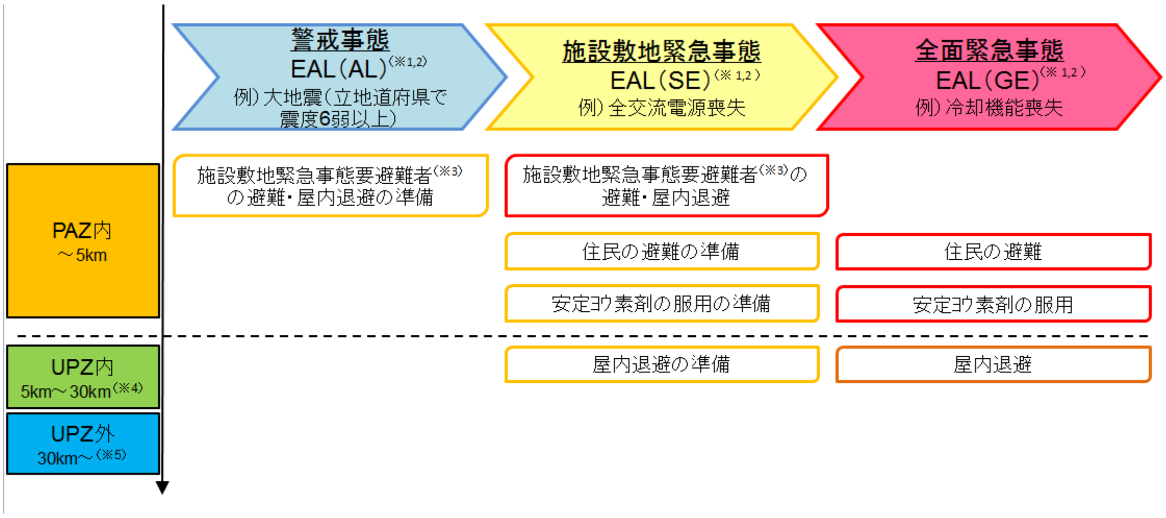

※１　EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

※２（AL）＝Alert　（SE）＝Site area Emergency　（GE）＝General Emergency

※３　避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において避難等の防護措置の実施が必要な者

※４　事態の規模、時間的な推移に応じて UPZ 内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。

※５　UPZ 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない

（２）放射性物質放出後のUPZ圏及びUPZ圏外の避難等防護措置

放射性物質の放出に至った場合には、国・県等が実施する緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率（500μＳｖ／ｈ超過）が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に避難等の緊急防護措置を講じることとしている。（0IL１）

また、それと比較して低い空間放射線量率（20μＳｖ／ｈ超過）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じることとしている。（0IL２）

飲食物等については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施する（0IL６）。

※　OIL（Operational Intervention Level）：運用上の介入レベル

　放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

図３　原子力災害対策指針に基づくＵＰＺの防護措置の考え方（0IL）

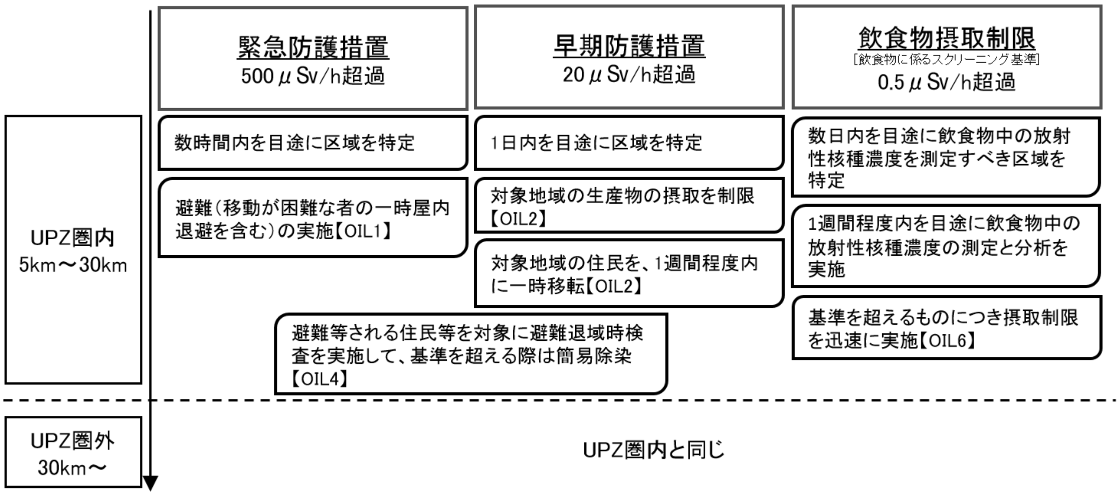

表１　原子力災害対策指針に基づくＯＩＬの具体的基準と防護措置

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※１</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500 μSv/h
（地上１m で計測した場合の空間放射線量率※２）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＯＩＬ４</td><td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000 cpm※３
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td><td rowspan="2">避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</td></tr>
<tr><td colspan="3">β線：13,000 cpm※４【１ヶ月後の値】
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※５の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20 μSv/h
（地上１m で計測した場合の空間放射線量率※２）</td><td>１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※７</td><td>飲食物に係るｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5 μSv/h※６
（地上１m で計測した場合の空間放射線量率※２）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※８</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300 Bq/kg</td><td>2,000 Bq/kg※９</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200 Bq/kg</td><td>500 Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1 Bq/kg</td><td>10 Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20 Bq/kg</td><td>100 Bq/kg</td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※２　本値は、地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がOIL１の基準値を超えた場合、OIL２については空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率（１時間値）がOIL２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がOIL２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が$20cm^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約$120Bq/cm^2$ 相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約$40Bq/cm^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※８　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※９　根菜、芋類を除く野菜類が対象

第２章　避難受入支援に関する事項

原子力災害発生時等に伊方町の住民が避難等の指示を受けた場合において、当町が行う基本的な事項は、本章の定めるところによる。

伊方町と当町に関する調整は、原則、県が行う。

２．１　避難の流れ

原子力災害発生時等において、国や県からの避難等に係る指示等により避難等をする伊方町避難者の流れは、図４のとおりであり、伊方町の避難等予定者数は、表２のとおりである。

図４　原子力災害発生時等における避難の流れ

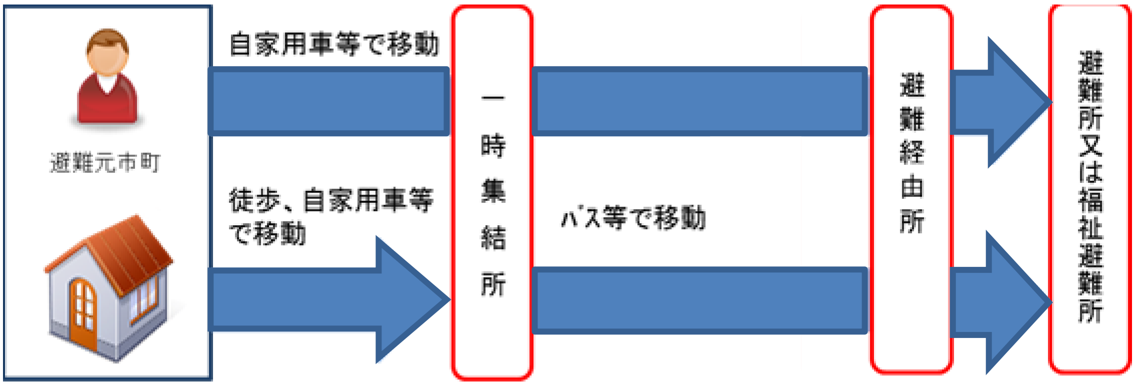

表２　伊方町の避難等予定者数（平成２８年４月１日時点）

	PAZ 圏内		予防避難エリア		合計	
伊方町	5,340 人	2,413 世帯	4,724 人	2,345 世帯	10,064 人	4,758 世帯

２．２　原子力災害発生時等における松前町及び伊方町の対応

	応急対策		
	EAL(AL) (警戒事態)	EAL(SE) (施設敷地緊急事態)	EAL(GE) (全面緊急事態)
伊方町の対応	○県、受入市町との連絡体制の確立 ○県への連絡 ○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備※1 ○受入市町村における福祉避難所等の設営準備の協力 ○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の伊方町内における屋内退避施設の設営準備※2	○県への連絡 ○施設敷地緊急事態要避難者の避難※1 ○受入市町村における福祉避難所等での受入れの協力 ○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の伊方町内における屋内退避施設での受入れ※2 ○PAZ 及び予防避難エリア住民の避難準備 ○受入市町村における広域避難所の設営準備の協力	○県への連絡 ○受入市町村における福祉避難所等の運営の協力 ○避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者の伊方町内における屋内退避施設の運営※2 ○PAZ 及び予防避難エリア住民の避難 ○受入市町村における広域避難所での受入れ及び運営の協力
当町の対応	・災害警戒班設置(警戒体制) ○県、伊方町との連絡体制の確立　(総務課) ○情報収集活動　(総務課) ○施設敷地緊急事態要避難者の受入れ調整※1　(総務課) ○福祉避難所等の設営準備　(福祉課・保険課・健康課) ○避難経由所の設営準備　(町民課・健康課)	・災害警戒本部設置(特別警戒体制) ○情報収集、広報活動　(総務課) ○施設敷地緊急事態要避難者の受入れ調整※1　(総務課) ○福祉避難所等の開設、受入れ及び運営　(福祉課・保険課・健康課) ○避難経由所の開設　(町民課・健康課) ○PAZ 及び予防避難エリア住民の受入準備(広域避難所の設営準備)　(町民課・健康課)	・災害対策本部設置(非常体制) ○情報分析　(統括戦略部) ○広報活動　(総務対策部) ○福祉避難所等の運営　(保健福祉対策部) ○避難経由所の運営　(保健福祉対策部) ○PAZ 及び予防避難エリア住民の受入れ(広域避難所の開設、受入れ及び運営)　(保健福祉対策部)

※1　伊方町の幼稚園の園児、学校の児童・生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は、各施設の避難計画に従って対処する。

※2　避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等は、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

２．２．１　警戒事態

（１）国からの要請

国は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、伊方町及び県に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請する。

（２）受入体制の立上げ

当町は、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合には、災害警戒班を立ち上げ、県及び伊方町等との連絡体制を整えるとともに、受入体制を立ち上げる。

（３）施設敷地緊急事態要避難者の受入準備

当町は、県又は伊方町からの要請により、施設敷地緊急事態要避難者の受入れのための福祉避難所等の設営準備を開始する。

２．２．２　施設敷地緊急事態

（１）国からの要請

国は、施設敷地緊急事態（原災法第 10 条の通報すべき基準）が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置し、伊方町及び県に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備を要請する。

（２）施設敷地緊急事態要避難者の受入れ

当町は、施設敷地緊急事態が発生した場合には、災害警戒本部を設置するとともに、県又は伊方町の要請により、福祉避難所等を開設し、施設敷地緊急事態要避難者の受入れを行う。

（３）避難退域時検査等

ＰＡＺ及び予防避難エリアからの施設敷地緊急事態要避難者については、通常は放射性物質が放出される前の段階において避難することから、放射性物質による汚染の可能性がないため、避難退域時検査等は行わない。

（４）施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の受入準備

当町は、県又は伊方町からの要請により、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の受入れのため、避難経由所を開設するほか、広域避難所の設営準備を開始する。

２．２．３　全面緊急事態

（１）国からの指示

全面緊急事態（原災法第 15 条の原子力緊急事態宣言の基準）に至った場合には、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行い、原災法第 15 条第 3 項に基づき、伊方町及び県に対して、ＰＡＺ及び予防避難エリアの全ての住民に対して避難を指示するとともに、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する。

（２）避難者の受入れ

当町は、全面緊急事態に至った場合には、松前町災害対策本部を設置し、伊方町又は県からの要請により、ＰＡＺ及び予防避難エリアの全て住民の受入れを行う。

（３）避難退域時検査等

ＰＡＺ及び予防避難エリアからの避難者については、通常は放射性物質が放出される前の段階において避難することから、放射性物質による汚染の可能性がないため、避難退域時検査等は行わない。

２．３　避難経由所、避難所等の開設及び運営等

（１）当町は、県からの要請を受け、避難経由所、避難所等の開設を行う。
（２）県及び伊方町は、避難開始当初は住民避難に全力を挙げなければならないため、避難経由所、避難所等の開設・管理、避難者の誘導等、避難者の受入業務については、当町が主体的に対応する。
（３）当町は、状況に応じて避難経由所を開設し、順次、必要な避難所等を段階的に開設し、避難住民を避難所等へ誘導する。
（４）避難に際しては、伊方町職員が避難経由所や避難所等へ住民と同行するとともに、当町と避難者とのパイプ役を担う。
（５）伊方町は、避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所等への職員を派遣し、当町から伊方町に避難所の運営を移管させるものとし、移管後は伊方町職員や避難者、ボランティア等による避難所の自主運営体制に移行する。
（６）当町は、避難所開設当初、避難所内に避難者への医療・健康相談等について適切に対応できるよう、相談窓口を設置し、避難所運営の移管に併せて相談窓口を伊方町へ移管する。なお、放射線影響に関する健康管理の相談は、県や国が派遣する医療系スタッフの支援を受けながら対応する。
（７）避難所等の施設管理自体は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行う。
（８）複合災害等による避難等により、当町の受入れが困難な場合は、二次避難先の調整について県に要請する。

参考資料１
主な関係機関連絡先一覧

（１）愛媛県

名称	所在地	連絡先	備考
県民環境部防災局 原子力安全対策課	松山市一番町 4 丁目 4 番地 2	089-912-2341	
県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町 4 丁目 4 番地 2	089-912-2335	
保健福祉部管理局 医療対策課	松山市一番町 4 丁目 4 番地 2	089-912-2445	
中予地方局 総務県民課防災対策室	松山市北持田町 132 番地	089-909-8750	
中予保健所 企画課	松山市北持田町 132 番地	089-909-8755	

（２）関係市町

名称	所在地	連絡先	備考
伊方町 総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1	0894-38-0211	

（３）警察機関

名称	所在地	連絡先	備考
愛媛県警察本部 警備部警備課	松山市南堀端 2 番地 2	089-934-0110	
伊予警察署	伊予市下吾川 960 番地	089-982-0110	
松前交番	松前町筒井 636 番地 3	089-984-1010	
愛媛県警察学校	松前町西古泉 646 番地	089-984-1405	

（４）消防機関

名称	**所在地**	**連絡先**	**備考**
伊予消防等事務組合 消防本部	伊予市下吾川 950 番地 3	089-982-0119	
伊予消防等事務組合 松前消防署	松前町筒井 809 番地 1	089-984-3404	

（５）その他

名称	所在地	連絡先	備考
陸上自衛隊 　松山駐屯地 14 特科隊	松山市南梅本町乙 115 番地	089-975-0911	
四国電力株式会社 　伊予営業所	伊予市米湊 824 番地 1	089-982-1054	
愛媛新聞社	松山市大手町一丁目 12 番地 1	089-935-2111	
株式会社あいテレビ	松山市竹原町 1 丁目 5 番 25 号	089-921-2121	
株式会社愛媛朝日テレビ	松山市和泉北 1 丁目 14 番 11 号	089-946-4600	
ＮＨＫ松山放送局	松山市堀之内 5 番地	089-921-1111	
株式会社テレビ愛媛	松山市真砂町 119 番地	089-943-1111	
南海放送株式会社	松山市本町一丁目 1 番地 1	089-915-3333	

参考資料２

避難経由所、広域避難所及び福祉避難所候補施設一覧

（１）避難経由所、広域避難所候補施設一覧

No	施　設　名	収容可能人員(人)	所　在　地	電話番号	備考
1	松前公園	997	筒井 638	984-7227	避難経由所 広域避難所
2	松前小学校	1,469	筒井 1175	984-1033	広域避難所
3	松前中学校	1,422	浜 963	984-1149	〃
4	北伊予小学校	948	神崎 226	984-1322	〃
5	北伊予中学校	826	神崎 415-1	984-2254	〃
6	岡田小学校	1,073	西高柳 156	984-2249	〃
7	岡田中学校	1,073	昌農内 443-1	984-1357	〃
8	伊予高校	949	北黒田 119-2	984-9311	〃
9	松前町ホッケー公園	273	鶴吉 118-1	―	〃
10	松前総合文化センター	541	筒井 633	985-1313	〃
11	東公民館	430	神崎 210	984-1159	〃
12	西公民館	383	北黒田 966-2	984-5313	〃
13	北公民館	374	昌農内 456-1	984-7529	〃
合　計		10,758			

※　松前町ホッケー公園及び東公民館は、主に伊予市からの避難者受入候補施設とし、他の施設は、伊方町からの避難者受入候補施設とする。

（２）福祉避難所候補施設一覧

施設名	設置主体	住所	連絡先	避難定員
松前町 総合福祉センター	松前町（指定管理者は社会福祉協議会）	筒井 710－1	985-3200	262 人
養護老人ホーム 和楽園	伊予市伊予郡養護老人ホーム組合	大溝 96－1	984-1265	154 人
軽費老人ホーム ひまわり苑	社会福祉法人 鶴寿会	鶴吉 635－1	985-0170	21 人
総合福祉施設 エンゼル	社会福祉法人 エンゼル	北川原 33－1	984-6407	49 人
特別擁護老人ホーム こより	社会福祉法人 昌樹会	神崎 586－3	985-5411	9 人
老人保健施設 菜の花	医療法人 光祐会	神崎 578－1	984-7087	24 人
グループホーム ひなたぼっこ	医療法人 河辺整形外科	西高柳 267－1	984-0022	9 人
グループホーム なかがわら	社会福祉法人 エンゼル	中川原 168－1	984-7666	25 人
介護付有料老人ホーム笑歩会松前	株式会社 アコンプリシー	筒井 317－2	985-1210	10 人
計				563 人

参考資料３

No.

簡易避難者カード（初期受付・経由避難所用）

枚数
／

※　No.は、避難者名簿と合わせる（受付者が記入）　　　　複数枚となるとき↑

（　　　　　　　）地区	住　　　所	電　話　番　号
		携帯 自宅

	氏名（ふりがな）	続柄	年齢	性別	その他（身体の状況、必要な支援、資格の有無など）
1				男・女	
2				男・女	
3				男・女	
4				男・女	
5				男・女	

施　設　担　当　者　記　入

入所受付：簡易避難者カード（初期受付用）受付日時						受入先	担当者
年	月	日	午前 午後	時	分		

□避難者名簿への記入　※名簿記入⇒チェック

No.

簡易避難者カード（初期受付・経由避難所用）

枚数
／

※　No.は、避難者名簿と合わせる（受付者が記入）　　　　複数枚となるとき↑

（　　　　　　　）地区	住　　　所	電　話　番　号
		携帯 自宅

	氏名（ふりがな）	続柄	年齢	性別	その他（身体の状況、必要な支援、資格の有無など）
1				男・女	
2				男・女	
3				男・女	
4				男・女	
5				男・女	

施　設　担　当　者　記　入

入所受付：簡易避難者カード（初期受付用）受付日時						受入先	担当者
年	月	日	午前 午後	時	分		

□避難者名簿への記入　※名簿記入⇒チェック

参考資料４

No.

避難者カード（避難世帯用・広域避難所用）

枚数
／

※　No.は、避難者名簿と合わせる（受付者が記入）　　　　複数枚となるとき↑

記入者氏名	入所した日			入所した時間		
	年	月	日	午前 午後	時	分

（　　　）地区	住所	電話番号
		携帯 自宅

	氏名（ふりがな）	続柄	年齢	性別	その他（身体の状況、必要な支援、資格の有無など）
1				男・女	
2				男・女	
3				男・女	
4				男・女	
5				男・女	
6				男・女	
7				男・女	

家屋の主な（およその）被害状況	避難の方法等
☐全壊　☐半壊　☐一部損壊 ☐全焼　☐半焼　☐部分焼	☐徒歩　☐自転車 ☐オートバイ（No.　　　） ☐自動車　（No.　　　）
☐その他	☐その他

緊急時の連絡先（ご自身に何かあった際に連絡を必要とする場合は記載して下さい）

	氏名	関係	電話	住所
①				
②				
③				

避難情報（指名等）の開示に関する同意				
避難所掲示板	報道機関等への開示	同意します。	同意しません。	その他
可・否	可・否	氏名	氏名	

施設担当者記入

入所受付：簡易避難者カード（初期受付用）受付日時						受入先	担当者
年	月	日	午前 午後	時	分		

☐避難者名簿への記入　※名簿記入⇒チェック

家族の安否情報	連絡が取れていない家族はいますか。
	ア．全員と連絡がとれた イ．まだ連絡が取れていない 　　とれていない家族（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

避難生活において特別な支援を必要としますか。	
対　象　者	支援の内容、障害・介護の程度、医療機関の受診状況、食品アレルギー等

その他（ご自由にご記入下さい。）

参考資料５

経由避難所
広域避難所

避　難　者　名　簿

※「簡易避難者カード」または「避難者カード」を基に世帯毎に記入

No.

	避難世帯情報								入所		退所
	氏名（かな）	性別	年齢	世帯数（避難している家族の人数）	地区	住所	身体の状況	備考	入所日時	受入先	退所日時
1		男 女							/ :		/ :
2		男 女							/ :		/ :
3		男 女							/ :		/ :
4		男 女							/ :		/ :
5		男 女							/ :		/ :
6		男 女							/ :		/ :
7		男 女							/ :		/ :
8		男 女							/ :		/ :
9		男 女							/ :		/ :
10		男 女							/ :		/ :
11		男 女							/ :		/ :
12		男 女							/ :		/ :
13		男 女							/ :		/ :
14		男 女							/ :		/ :
15		男 女							/ :		/ :
16		男 女							/ :		/ :
17		男 女							/ :		/ :
18		男 女							/ :		/ :
19		男 女							/ :		/ :
20		男 女							/ :		/ :

参考資料６　愛媛県広域避難計画抜粋資料

１　愛媛県広域避難ベースモデル

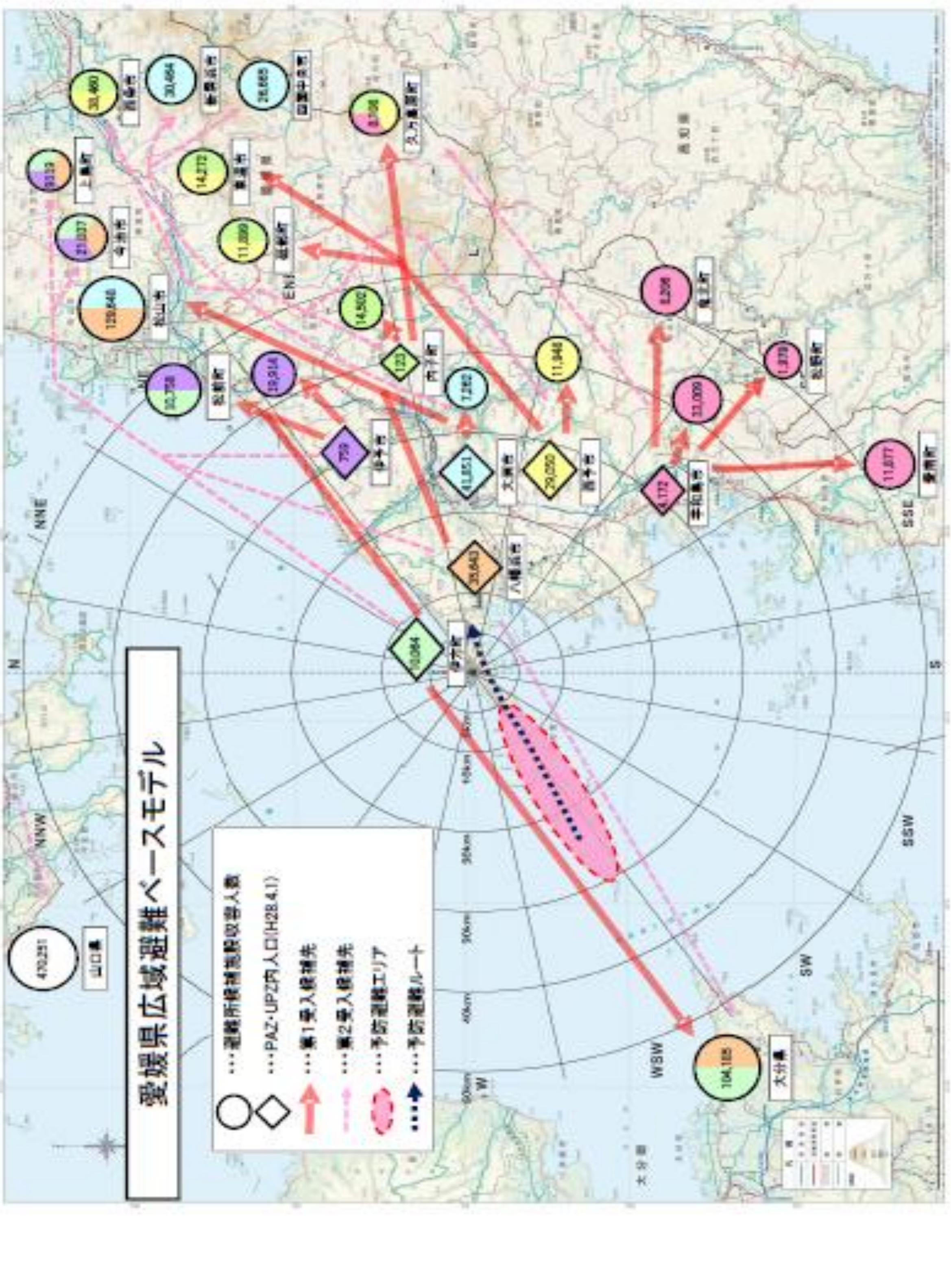

２　広域避難人口及び避難先候補施設

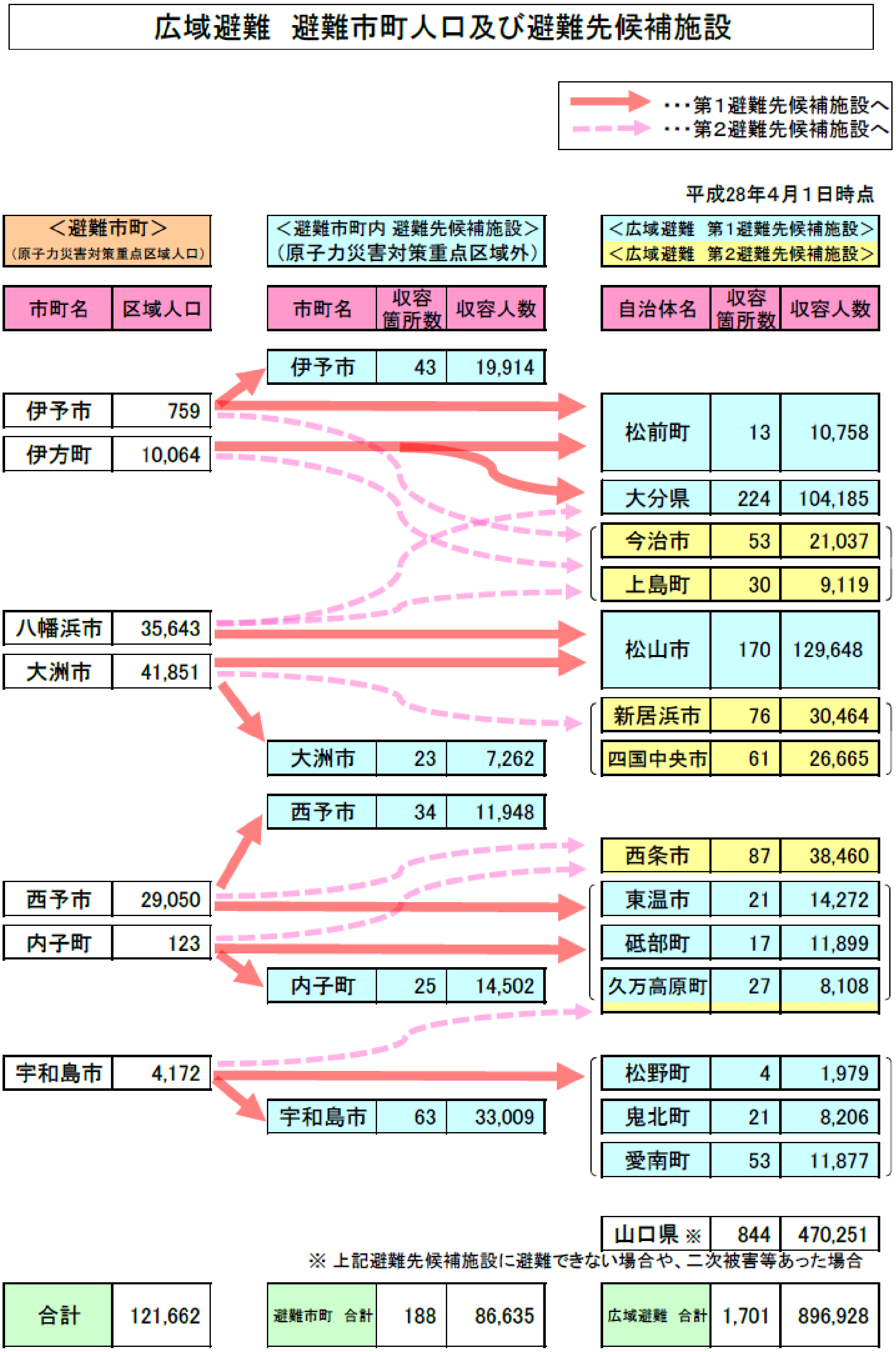

３　避難推奨ルート

原子力災害時における避難推奨ルート

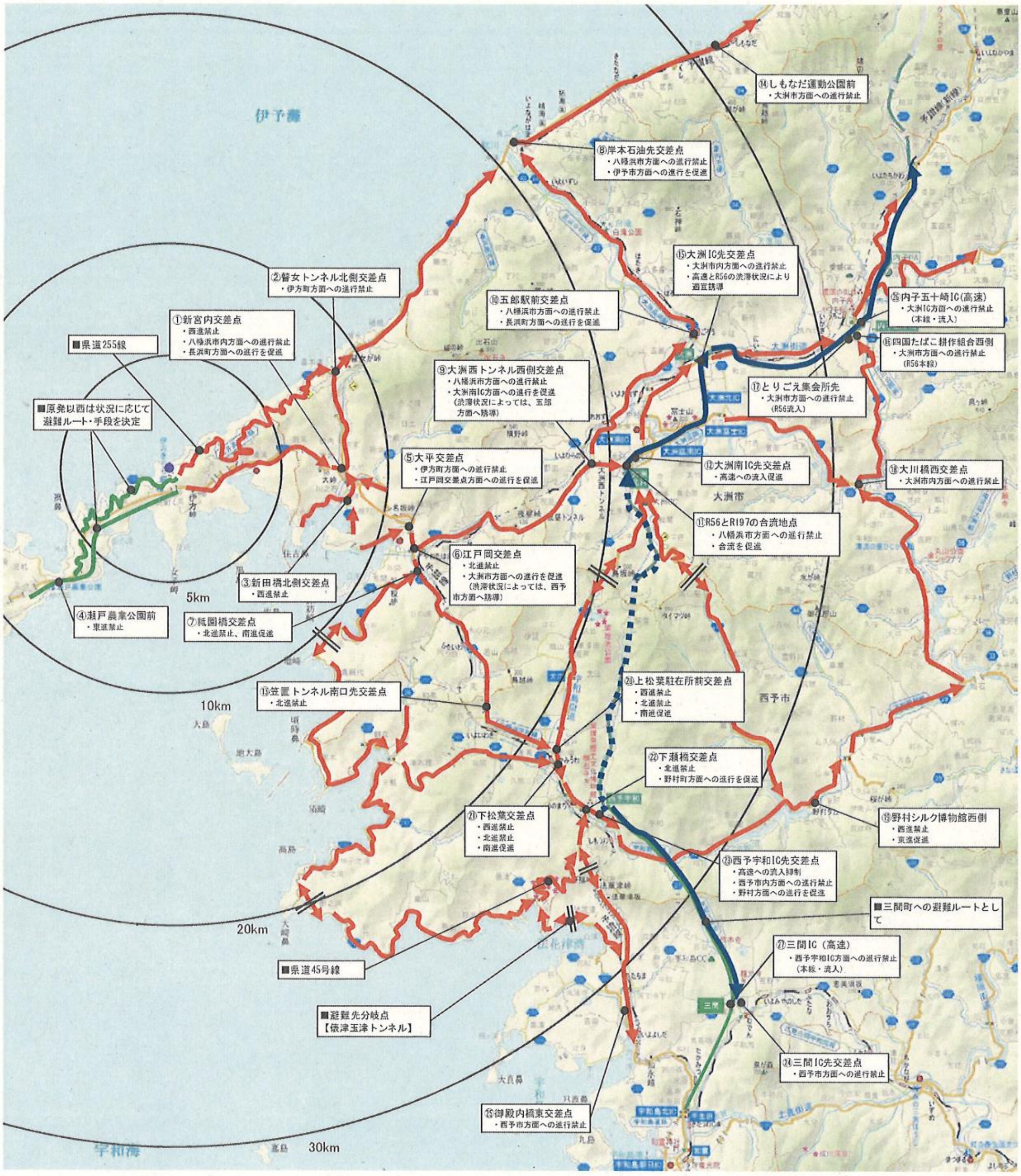

凡例
【推奨避難ルート】
・赤色矢印：一般道
・青色矢印：高速・自専道
・青色点線：高速・自専道（モニタリング計測値等実際の状況を考慮し、使用を判断する。）